

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定居宅サービス事業者の指定
- 指定居宅サービスの事業の廃止
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 漁船保険付保義務の消滅
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- 〃
- 【公告】
- 随意契約の相手方の決定
- 【公安委員会】
- 警備業法に基づく講習
- 【内水面漁場管理委員会】
- 第二百三十五回岡山県内水面漁場管理委員会開催

指導監査室

〃

健康推進課

〃

水産課

道路整備課

〃

防災砂防課

〃

税務課

生活安全企画課

内水面漁場管理委員会

〃

〃

〃

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

令和元年11月12日 岡山県公報 第12143号

◎岡山県告示第四百八十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和元年十一月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ニチイケアセンター和気

2 所在地

岡山県和気郡和気町衣笠九五九一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ニチイ学館

2 所在地

東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

三 指定年月日

令和元年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇八四二

五 サービスの種類

訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ラベンダーヘルパーステーション

2 所在地

岡山県和気郡和気町尺所二四五番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ラベンダーヘルパーステーション

令和元年11月12日 岡山県公報 第12143号

2 所在地

岡山県和气郡和气町尺所二四五番地一

三 指定年月日

令和元年十一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇八三四

五 サービスの種類

訪問介護

令和元年11月12日 岡山県公報 第12143号

◎岡山県告示第四百八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年十一月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス くぼた家 縁

2 所在地

岡山県笠岡市生江浜一―三五番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社窪田家

2 所在地

岡山県総社市久代三五二八―三

三 廃止の届出を受理した年月日

令和元年十月二十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇八二三

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第四百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和元年十一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

サカエ薬局瀬戸内店

瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一

令和元年十一月五日

◎岡山県告示第四百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和元年十一月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所在地

辞退年月日

有限会社黒川薬局南店

倉敷市児島味野六一一六

令和元年十一月一日

サカエ薬局瀬戸内店

瀬戸内市邑久町山田庄八四八一二

令和元年十一月四日

令和元年11月12日 岡山県公報 第12143号

◎岡山県告示第四百九十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十七年岡山県告示第五百十一号（児島加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和元年十月二十二日限り、消滅した。

令和元年十一月十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

加入区の名称 児島加入区

令和元年11月12日 岡山県公報 第12143号

◎岡山県告示第四百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 檜村金屋線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市海田字屋敷六八三番一地先から 美作市海田字曾祢三四一番地先を経て 美作市海田字橋ノ本六八八番一地先まで	新	六・三〇 一三・〇	四六・〇
美作市海田字屋敷六八三番一地先から 美作市海田字橋ノ本六八八番一地先まで	旧	三・四〇 六・〇	四八・〇

令和元年11月12日 岡山県公報 第12143号

◎岡山県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	樫村金屋線	美作市海田字屋敷六八三番一地先から 美作市海田字曾祢三四一番地先を経て 美作市海田字橋ノ本六八八番一地先まで	令和元年十一月十二日

令和元年11月12日 岡山県公報 第12143号

◎岡山県告示第四百九十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久々井（A）地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱八号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱八号と二十三号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県岡山市東区久々井一四二六番一	一号
〃	二号
〃	三号
〃	四号
〃	五号
〃	六号
〃	七号
〃	八号
〃	九号
〃	十号
〃	十一号
〃	十二号
〃	十三号
〃	十四号
〃	十五号から十七号まで
〃	十八号
〃	十九号
〃	二十号
〃	二十一号
〃	二十二号
〃	二十三号
〃	二四二番
〃	二四七番
〃	二五二番
〃	二六〇番一
〃	二六七番
〃	二七四番
〃	二七六番一
〃	二八九番
〃	二八二番
〃	二八一番
〃	二三四番
〃	一四一四番
〃	一四二五番一
〃	一四一五番
〃	二二〇番
〃	二二八番
〃	二二七番一
〃	二一九番
〃	二四一番
〃	一四一番

令和元年11月12日 岡山県公報 第12143号

◎岡山県告示第四百九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

西米崎地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県岡山市南区小串字片ヶ崎一二二〇番四	一号
〃	二号
〃	三号
〃	四号
〃	五号
〃	六号及び七号
〃	八号
〃	九号及び十号
〃	十一号
〃	十二号
〃	十三号

令和元年11月12日 岡山県公報 第12143号

〔四五〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次の
とおり契約の相手方等を決定した。

令和元年十一月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
法人二税の税制改正に伴う税務システム改修業務
- 二 契約期間
令和元年十月三十一日から令和二年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部税務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和元年十月三十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社日立製作所
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
三四、一〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、一〇〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

令和元年11月12日 岡山県公報 第12143号

◎岡山県公安委員会告示第七十一号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七十七号）第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

令和元年十一月十二日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
機械警備業務	令和二年二月三日 （月曜日）から同月 六日（木曜日）まで の四日間	午前九時から 午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁 目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

講習対象者の範囲の限定はない。

三 受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申

込前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

令和元年十二月十六日（月曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

三万九千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

二十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。

令和元年11月12日 岡山県公報 第12143号

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第四号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百三十五回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和元年十一月十二日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時

令和元年十二月十三日（金）

午後一時から

二 場所

岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 令和二年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示量について

第二号議案 採捕の許可の有効期間の短縮について